

春闘討論集会

日時: 12月9日(土)13時半～
場所: 千葉土建本部会館7階



ホームページ <http://chibaroren.org/> メール chibaroren@axel.ocn.ne.jp

第384号

2023年

11月21日

発行

千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 寺田勝弘 定価20円

第 384 号 URL 版 2023 年 11 月 30 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 寺田勝弘 定価 20 円

【1面】

地域労連の前進と広がり

11・4 地域運動学習交流会

11月4日、千葉労連は自治体福祉センターで、地域運動学習交流会を開きました。

学習交流会では、全労連の黒澤幸一事務局長が「地域労連の意義と役割」と題して①地域労連の意義と役割は何か②なぜ地域で活動するのが大事なのか③具体的な日常活動としてどういったことをやっていくのか④全国一律最賃制の法改正の4つのポイントを地域でどう広げていくかを、全国の教訓を踏まえて講演しました。

学習交流会にはオンライン参加を含めて8地域、5単産25人が参加しました。地域での要求実現に向けてお互いの活動や奮闘と確認しました。

地域の意義と役割今後の展望

黒澤事務局長はなぜ地域労連で活動することが重要なのかについて「職場内や企業内の交渉だけでは実現が難しい課題がある。交渉が行き詰まることもある。時には、産別要求では政治を変えることが必要な課題もある。そのような時に産別・職場が地域組織に課題を持ちこむことにより運動の前進と共感、広がりを作り出すことが出来る」と話しました。

そして「地域労連の役割とは何かを考えると①要求実現を目指す恒常的な地域共闘として、地域で共通した要求課題をまとめ上げて共同行動に移し発展させること②商工業者や農漁民など、諸階層の共同行動を追求すること③地域のたたかいは地方組織・全労連や産別組織に反映させながら、何としてでも全国闘争に広げることが大事だ」と、話しました。

その上で、具体的な日常活動として①機関会議の定期開催やニュースの発行②宣伝行動や未組織



地域労連の参加者からの積極的な意見で活発な交流

労働者の組織化③自治体要請や業界団体との懇談などをあげました。

今後の展望として「現在、職場ではオルグする人が少なくなっている。地方・地域労連にオルグする人を養成するための研修や研究機能を構築することが重要だ」と、組織強化における地域労連の構想についても提起しました。

最後に黒澤事務局長は、秋の地域総行動の重要な課題として、全国一律最賃制の実現に向けた運動を地域で広げることであるとして、最低賃金法改正の 4 つのポイント（以下、図①参照）を、地元の国会議員事務所や商工団体に要請すること、地方議会に請願行動することを呼びかけました。講演後は矢澤純事務局長から秋の地域総行動の提起がされ、参加者全体で意見交換をしました。

最低賃金法改正の 4 つのポイント

- | |
|--|
| ① 現行法での「地域別最低賃金」を、「全国最低賃金」として全国一律額による最低賃金の制度に改める。公布から 5 年程度の経過後に施行することを定める。公務員にも適応するように法改正する。 |
| ② 最低賃金額の決定を 2 要素とし①科学的な最低生計費調査に基づいた、労働者の生計費と②労働者の賃金を考慮して決めるに法改正する。現行法の 3 要素「その地域の労働者の①生計費と②賃金③事業の支払い能力」のうち「事業の支払い能力」は削除する。 |
| ③ 全国最低賃金は、中央最低賃金審議会での調査審議をふまえて決定することに改める。地方最低賃金審議会は、地域ごとの特定最低賃金（産業・業種別）の調査審議を役割とすることに改める。 |
| ④ 全国最低賃金の制度の中小企業における円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置、その他の必要な措置を講じなければならないことを、国に義務づけることを定める。 |

最低賃金法改正の 4 つのポイント=図①

一時金の大幅賃金引き上げを 時給 1500 円以上を

全労連は 11 月 9 日に全国統一行動日として全国に総行動を呼びかけました。それを受け、千葉でもその運動を具体化しました。千葉県医労連はこの日を一日行動として、午前中は県要請、お昼には県庁前での宣伝行動を行いました。県庁に対しては現在の医師・看護師を増員し、医療・介護などの分野に県として予算をかけるように訴えました。

成田日赤労組は回答を不服として、朝に病院前で 4 年ぶりのストライキに立ち上がりました。参加者は口々に「今、現場では本当に人が足りません。人員を増やすための大幅賃金を増やしてほしい」と訴えました。

この日の夕方、千葉労連は千葉駅前で宣伝行動をしました。秋のたたかい、年末一時金や労働者の賃金を大幅に引き上げとすべての労働者に一時金を支給させようと、宣伝行動を行いました。チラシやティッシュを配布し、労働組合の運動への協力を訴えました。

始めに、千葉労連矢澤事務局長から「賃金を大幅に引き上げ、一時金をすべての労働者に対して支払うことを要求しています。10 月 1 日、最低賃金が改定され、千葉県は時給 1026 円になりました。月給制の人も時給 1026 円を下回れば、違法です。労働組合として物価高を上回る大幅賃上げを実現させていきたい」と訴えました。

続いて、千葉労連日暮事務局次長から「労働者、特に非正規労働者、とりわけ賃金の格差など女性の労働者を重視し、コロナ過で過重な労働を強いられているケア労働者の給料の改善を特に求めます。それには、大幅賃上げが何としても重要です。大企業の内部留保を労働者に還元すれば経済が循環します」と、通行人に呼びかけ、労働者の権利を守ろうと訴えました。

波 涛

歌手・笠置シズ子さんをモデルにした NHK 朝ドラ『ブギウギ』、ドラマ内での戦前のステージ描写にひきこまれる。11 月第 2 週から昭和 10 年代頃の話を展開していたが、ステージの音や映像の記録がない中、テレビの様な素敵なステージだっただろうと感じた。自分を解放した音楽表現の

たが、ステージの音や映像の記録がない中、テレビの様な素敵なステージだっただろうと感じた。自分を解放した音楽表現の

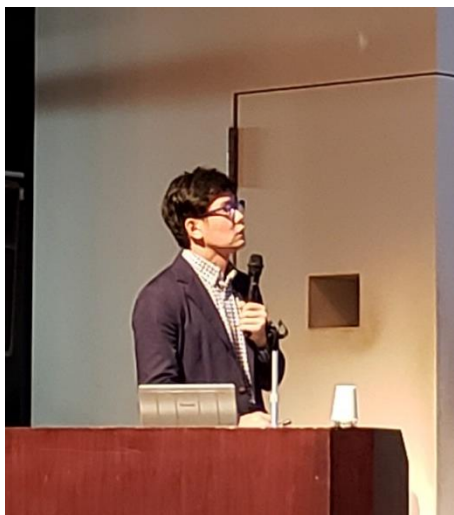


すぎさが伝わった▼自分らしく生き、自己の解放は、アーティストだけでなくすべての人の権利であり、尊重すべきだを考える。リアルなところでは、宝塚歌劇団員の過労死をマスコミがとりあげている。自分の生き方を抑圧・束縛から解放するには、一人では難しい。働く者が抑圧・束縛からの解放を求めたことこそが労働組合運動の原点だ。

【2面】

過労死を他人事から自分事へ

11・14 過労死シンポジウム開催



牧内氏が過労死の実態を語る

11 月 14 日、千葉市生涯学習センターで、厚生労働省主催の「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されました。参加者は約 100 人でした（主催者発表）。

2014 年 11 月に過労死等防止推進法が施行されました。この法律で「過労死等」という言葉を定義した他、対策に関する大綱を策定、毎年 11 月を過労死等防止啓発月間とし、調査研究を行う等が規定されました。

開催にあたり千葉労連寺田勝弘議長から挨拶がありました。現役の教師である寺田氏は県内の教員未配置問題、教員給与特別措置法による無制限の残業や教員の過労死の認定の難しさなどを訴えました。

過労死の実態

基調報告では、元朝日新聞社の記者で、現在フリーライターとして過労死、パワハラ等の取材を続けている牧内昇平氏が語りました。自治体職員だったマー君のお父さんは

過労で自死しました。この事件で当時 6 歳だったマー君は詩を残しています。「大人になったら科学者になってドラえもんに出てくるタイムマシンを作って、お父さんの死ぬ前の日に行き、仕事に行ったらあかんというんや」。牧内氏はこの詩を読み上げ、会場は悲しい気持ちにつつまれました。

また、新人看護師の自死事件で亡くなった A さんは看護学校で優秀な成績でした。しかし、現場で極度に緊張し、仕事を覚えるのが遅く、医師の辛辣な言葉で完全に自信喪失し、半年後に亡くなりました。様々な対策が取れたにも関わらずです。そこで、問題が起きる前に出来る事を実践しようと言い、以下の 5 つのポイントを紹介しました。

- ①メモを取る癖をつける
- ②仕事を辞めた時の準備をする③サボる癖をつける④労働法を知る⑤相談できる場所を見つけておく。

『大転職時代なので、決して転職は悪くないです。辛かったら逃げよう。その言葉が嫌なら次へ行こうでもいいのです。あなたは会社の歯車の一つです。しかし、家族にとってはかけがえのないあなたなのです』と言い、『その仕事、命より大切ですか』と問いかけました。もちろん、そんなはずありません。

「過労死、パワハラなどのハラスメントをこの世から根絶し、労働環境を守らせ、過労死のない世の中を目指そう」その言葉で講演は締めくくられました。

教職員の労働環境を考える

11・3 教育のつどい in 船橋

11 月 3 日、船橋市立前原小学校で全教千葉・船教組合同教研「教育のつどい in 船橋」が開催され、父母・地域・教職員が約 400 人集い、教育現場が抱える課題と展望について語り合いました。

午前中の全体会では、冒頭、三輪定宣実行委員長から教職員の孤立化の問題や日本の若者の自己肯定感の低さ、社会を変えていく姿勢の大切さについて報告がありました。

記念講演では名古屋大学教授の内田良さんから、学校が抱えるリスクを見える化することと、教員を取り巻く労働環境を改善することの必要性が語られました。超過勤務につながる部活動問題、校則に関する考え方、本来あるべき休憩時間の認識の低さなど様々な学校の課題を父母・地域の方に分かりやすく語ってもらいました。

午後の分科会では教科指導、特別支援、不登校、平和・人権など 11 の分科会に分かれてレポート発表と討議が行われました。学生や保護者、地域の方が多く参加し、テーマについて議論する中で考えを深め合い、交流も出来ました。



内田教授生による教員の働き改革

労働相談一ヶ月

自治体非正規労働者の労災請求手続き

Q 福祉施設に会計年度任用職員として働いています。職場で利用者が転倒しかけ、かばおうとして一緒に倒れ、腕を負傷しました。応急措置をして、作業終了後に病院を受診し、支払いの時に窓口で「労災にしますか、健康保険にしますか」と聞かれました。労災の場合は、全額現金で支払って下さいと言われ、13000円になると聞き、とても払えないので、保険でお願いしますと、言いました。

労災事故だと思うのですが、貧乏人は労災請求も出来ないのですか。

A 労災手続きを『5号様式』で行うことで、窓口で現金支払いをせずに受診でき、労災手続きも同時に行えます。相談者の話を聞くと、労災の手続きの仕方を労働者自身が知らない。所属長が労災請求することを嫌い、病院の窓口が労災指定医でありながら対応を行わず、これらが重なり、「貧乏人は労災請求ができないのか」という疑問になりました。この事案は、会計年度任用職員が低賃金で働いていることを知っている所属長が、事故を把握した時点で、作業の終了を待つのではなく、『5号様式』による受診を指示することで解決します。ところが、施設長が労災請求を行うことを毛嫌いし、時間内での受診を命じなかったことから、ボタンの掛け違いが始まり、労災隠しの方向に動き出し、被災者が労災請求を決意したことで誤りが明らかになった経緯があります。

自治体職場の正規職員は、労災保険制度を利用しないため、施設長を含め手続きに不慣れな状態です。非正規職員の方が、仕事の原因でケガや病気になった場合は、すぐに『千葉労連労働相談センター』に相談してください。【中林】